

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 9 日 (火) 13 時 30 分

2. 開催場所 篠栗町役場 2 階 中会議室

3. 出席委員 (10 名)  
2 番 平井 滋伸 (会長)

1 番 土屋 博實

4 番 原田 盛一

5 番 柳池 吉則

6 番 猪上 志津夫

7 番 栗須 勝典

9 番 藤 勝徳

10 番 大楠 英志

11 番 鷹巣 礼子

12 番 萩尾 由紀子

4. 欠席委員

3 番 藤 尚毅

8 番 渡邊 芳輝 (副会長)

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画について (1 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について (1 件)

第 4 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

## 7. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成29年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>3番藤 尚毅委員と8番渡邊委員は欠席との連絡を受けておりますが、本日の総会は過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の氏名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>11番：鷹巣 委員と</p> <p>12番：萩尾 委員を指名いたします。</p> <p><b>【会議書記の氏名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>それでは、審議に入ります前に本日の日程について説明いたします。</p> <p>議案第1号を審議した後、議案第2号の現地確認に向かいます。帰庁後に議案第2号を審議し、その後事務局から報告第1号とその他連絡事項を受け散会といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画について審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」についてですが、柳池委員が申請人となります。「農業委員会法第24条及び篠栗町農業委員会</p>

	<p>会議規則第10条、「議事参与の制限」の規定がありますので、採決終了まで退室をお願いします。</p> <p><b>【柳池委員 退室】</b></p> <p>では事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画についてについて 説明】</b></p> <p>はい、それでは「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について説明いたします。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、平成29年4月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定で、面積は1,220㎡の1筆となっております。</p> <p><b>【議案書 朗読】</b></p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。</li> <li>② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。</li> <li>③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。</li> <li>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</li> <li>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</li> </ol> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 1 号に関し、皆様から何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p>
<p>10 番 (大楠委員)</p>	<p>貸し手の方についてですが、他に農地はお持ちなのでしょうか。</p> <p>お持ちであるのであれば、他の農地はどうされるのか気になりますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>いえ、他には農地はお持ちではありません。所有農地はこの農地のみとなります。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画 採決】</b></p> <p>他に皆様から何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p><b>【質問・意見等なし】</b></p> <p>ご質問等がありませんので、採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」は原案のとおり決定いたします。</p> <p>採決が終了しましたので柳池委員は入室してください。</p> <p><b>【柳池 委員 入室】</b></p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請 について審議】</b></p>

	<p>それでは、議案第2号については、只今から現地確認を行いますので、皆様表玄関へ集合をお願いします。</p>
全 委 員	<p><b>【転用申請現地確認】</b></p> <p><b>【帰 庁】</b></p>
議 長	<p><b>【議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請 について審議】</b></p> <p>それでは、審議を再開します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請】について</b></p> <p>はい、それでは、今回の転用申請が、許可相当であるかどうかについて説明いたします。</p> <p>今回の農地法第4条の規定による農地転用許可申請は本件の1件のみとなります。</p> <p>本申請は4月19日付で事務局にて受付受理を行ったものです。</p> <p>概要については、説明いたします。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>申請理由についてご説明します。</p> <p>申請地の所有者は現在福岡市南区に在住であります。</p> <p>通作するにも遠いため今までは川内さんに農地を貸しておりましたが、今回川内さんとの契約を解約し、今後の生計のために貸駐車場として農地転用を計画されたものです。</p> <p>面積は1,284㎡であり、1,000㎡を超える事から開発許可を受けなければならない面積ではありますが、建造物を伴わない青空駐車場であること</p>

	<p>から、例外として開発許可は不要となっております。</p> <p>現在、すでに篠栗小学校横にあります「老人ホームささぐりの里」の職員さん等21名の方から借入希望の申し込みもあっているようです。</p> <p>許可相当であるかについては、農地区分がどの区分になるかを検討する「立地基準」、また申請目的に確実性があるかを検討する「一般基準」に照らし合わせて検討しました。</p> <p>「一般基準」については資金計画や貸駐車場として成り立つものなのかどうかなどを書面にて確認しております。</p> <p>「立地基準」については、農用地区域、甲種農地、第1種、第3種農地の条件には該当せず、農地の連反状況、鉄道の駅や小学校からの距離、またインフラの整備状況等を検証することと併せ、鉄道を隔てて市街化区域と近接していることから、第2種農地の「宅地化の状況が、住宅が連たんしている程度に達している区域に近接する区域」つまり市街化区域に近接する区域に該当することから、事務局としては転用許可相当であると判断いたしました。</p> <p>なお、4月27日（木）に県の担当官と共に現地確認を実施しておりますので、併せて報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	ありがとうございます。では、この案件の地元農業委員となる柳池委員から、何かご意見などはありませんか。
5 番 (柳池委員)	特に問題はありません。
議 長	<b>【議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用申請について 採決】</b>

	皆さんから何かご質問などありませんでしょうか？
10 番 (大楠委員)	議案書 4 頁の付近見取図において進入路の確認をしたいのですが、篠栗幼稚園駐車場前を通った場合、申請箇所まで進入できるものでしょうか。
11 番 (鷹巣委員)	私も隣接農地への進入路が気になります。
事務局	<p>はい、そちらからの進入は途中で幅員が狭くなるため、さきぐり泯江苑手前までしか普通車の進入はできません。そこから先は、軽トラックであれば何とか通れる程度の幅員となります。</p> <p>隣接する農地に関しては、トラクターの進入は可能ですし、軽トラックであれば進入が可能です。</p> <p>今回の転用に関し、隣接農地の方への説明は行われておりますし、承諾もされておりました問題はありません。</p>
12 番 (萩尾委員)	町道との境界は定めてあるのかという点と、町道との境界に縁石のようなものを施す予定はないのでしょうか。
事務局	はい、都市整備課と申請人との境界立会は問題なく終えております。境界に縁石などを施す予定についてですが、都市整備課においてもそういった施工を求めておりませんし、そのことが問題になることはないと考えております。
議 長	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用申請について 採決】</b></p> <p>他に皆さんから何かご質問などありませんでしょうか？</p> <p><b>【質問・意見等なし】</b></p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について、原案のと</p>

	<p>おり決定することに賛成の方は挙手お願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議 長	<p><b>【報告第1号 農業経営改善計画の認定について】</b></p> <p>それでは、事務局より報告第1号について説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号 農業経営改善計画の認定について】</b></p> <p>はい、それでは、報告第1号農業経営改善計画の認定についてその概要を説明いたします。</p> <p>平成28年12月26日に法人として法務局に登記手続きを行い同日に設立しました「農事組合法人つばくろ」さんから平成29年4月11日付で「農業経営改善計画認定申請書」の提出を受けたものです。</p> <p>具体的には、認定農業者になるための申請であり、改善計画の認定を受けることで認定農業者となることができるものです。</p> <p>議案書の12頁から15頁が提出された認定申請書で、これを受け、改善計画認定申請書の内容が妥当かどうかについて、「農業経営改善計画認定審査会」での認可を受け、篠栗町長が認定したものです。</p> <p>今後、農事組合法人つばくろさんが認定農業者となられたことで、農地中間管理事業も取組まれていることから、色々な国庫補助等を受ける際の条件がこれで概ね整ったこととなります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>



	<p>この件に関し皆様から何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【意見・質問なし】</b></p> <p>それでは事務局よりその他連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸情勢報告について</li> <li>・ 5月22日（月）住民説明会について</li> <li>・ 次期農業委員について</li> <li>・ 視察研修について（事後報告）</li> <li>・ 人農地プランについて</li> <li>・ 多面的機能支払交付金について</li> </ul>
議長	<p>皆様から他に、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで平成29年度第2回篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">議 長 平井 滋伸 _____</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 鷹巣 礼子 _____</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 萩尾 由紀子 _____</p>